

**権利擁護支援ファンド第1回専門委員会
会議メモ**

- 1 日 時 令和4年（2022年）7月21日（木）
10：00～12：00
- 2 会 場 J A長野県ビル 12階 H会議室
オンライン（厚生労働省）
- 3 出席者 （委員）
※敬称略 相澤順也（株式会社ファンドレックス・認定ファンドレイザー）
鎌田晴之（公益社団法人認知症の人と家族の会理事）
竹内善彦（長野県社会福祉協議会常務理事）
三井 哲（長野経済研究所専務理事）
山本恭子（山本恭子法律事務所・弁護士）
弓場 法（弓場会計事務所・公認会計士 税理士）
（オブザーバー）
服部弘幸（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室室長補佐）
川端伸子（同室専門官）
手塚靖彦（長野県健康福祉部地域福祉課課長）
平塚直也（同課地域支援係推進員）
（事務局）
吉沢光規（長野県社会福祉協議会総務企画部部長）
本藤久道（同相談事業部部長）
中島 将（同総務企画部主任企画員）
舟山 優（同相談事業部主任企画員）
岩崎明弘（同相談事業部主任）
佐藤 舞（同相談事業部主任）
- 4 内 容 ○委員及びオブザーバーの紹介
○権利擁護支援ファンド設置要項の確認
○委員長・副委員長の選出
→ 委員長：山本委員 副委員長：竹内委員
○協議
（1）「持続可能な権利擁護支援モデル事業」（長野県における寄付文化の創造モデル事業）について
（2）権利擁護支援の取組状況について（成年後見、日常生活自立支

- 援事業、入居保証事業などの利用状況)
- (3) 寄付受入及び分配にあたっての整理事項について
- (4) 次回以降の開催のあり方等について

5 発言内容

<「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について>

●川端専門官

財産や金銭管理に関わる団体が利用者から寄付を受けることや、法人後見を行っている団体が被後見人からの寄付を受けることは法律上完全にアウトである。法律的な話の前にそもそものところで、寄付を受ける金額が目減りしないように本人の生活を制限したり、お金を使わせないようにしたりということが起こり得るため、利用者や被後見人からの寄付の受入は現実的ではない。一方で、利用者等の本人が、身寄りのない方のために自分の財産を役立ててほしいという話が各地である。どうしたらこの本人の意思を尊重できるか、また、寄付を受けることで今の支援が悪い方向に向かわないかを考える必要がある。

分配のルールでは、自己評価の項目は提示できても、客観的な評価項目までは難しいのではないかと厚労省の作業部会では判断された。法人後見の評価は、選任や報酬決定によってなされる家庭裁判事項であり、そこには関与できない。ただし、客観的な評価はやはり必要ではないかという声はある。

●山本委員長

本モデル事業の分配対象は、分配ルール化の先にある市町村社協と法人後見の受任法人のみということによいか。

●川端専門官

モデル事業として、その2つに限るものではない。

●平塚推進員

広く権利擁護支援に取り組む団体として捉えてよい。

●山本委員長

例えば、日常生活自立支援事業でお世話になっている地元の社協に寄付したいが、直接できないため県社協に寄付するとなった場合、その本人の意向はどこまで反映できるか。

●川端専門官

このような場合、寄付金額そのままは分配できないとしても、加点という形で反映できないかという議論もあった。しかしここでも、本人の意思を引き出すことに必死になってしまう可能性もでてくる。本モデル事業において、加点することをNGともOKとも言っていない。本事業に取り組む自治体で深めていただく内容としたい。

●山本委員長

資料１－３に記載の「関係性注意事項」では、「管理監督・支援団体への相談の必要性を促す」とあるが、どのような機関を想定しているか。

●川端専門官

モデル事業テーマ②の「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」においても、管理・支援団体が必要とされ、市町村社協や県弁護士会など第三者的にチェックができる機関を想定している。

●鎌田委員

自己評価項目をこの専門委員会で検討していくこととなるのか。

●平塚推進員

本専門委員会にて自己評価項目を検討していきたいが、厚労省の作業部会において、実際に法人後見を行っている機関の自己評価項目を参考に汎用性があるものにできないか検討した経過がある。何を大切にしていくかという点を整理していくと、自己評価と客観的評価とがリンクすることが想定される。

●川端専門官

厚労省として最低限の自己評価項目を提示する予定だが、最低限以上のものはこの専門委員会において議論いただきたい。

●山本委員長

本ファンドの設置に関して、今年度中に受入体制を整えるということで理解しているか。

●川端専門官

国のモデル事業としては、第２期計画に基づいて令和５年度予算に対する概算要求をしていきたい。

●中島（事務局）

本県においては、国のモデル事業の継続如何に寄らず、議論が来年度に及んだとしても「あんしん未来創造センター」のファンドづくりとして継続していきたい。

●山本委員長

議論のお尻は決まっていないが、国として予算要求していくためにもある程度議論の煮詰まりが必要だと理解する。

●川端専門官

国の専門家会議にWGを設置し、このモデル事業の報告をする予定としているため、具体的な内容が見えてくると良い。

<寄付受入及び分配にあたっての整理事項について>

●相澤委員

キーワードとして「適切」と「効果的」がある。

「適切」については「適切な受入及び分配」ということで、利益相反を防ぐための基準やルールなど仕組みを整えればクリアできる。これによって本人やこの課題に関

心を持たれている方は寄付される。仕組みが整えられることで、これまで留まっていたものが流れていくことになる。

また、この課題を閉じた世界ではなく広く周知していくことについては「効果的」な取り組みが必要である。課題とその解決方法をしっかりと伝えていくこと、こういう人たちがいて、こういう課題があって、こんなことをしようとしているんだということを丁寧に伝え、寄付につなげていくことが大切だと思う。

基金についてのポイントは2つ。「あり方」と「伝え方」。基金の仕組みを整えることは受け皿として重要であるが、寄付を集める際には信頼と熱意が大切である。信頼は仕組みで担保されるが、何が何でも実現したいという熱意が「あり方」に現れることで寄付は集まる。寄付は「人が人に向けて行う」。顔が見えることや温かさが感じられることが大事で、「伝え方」はもはやテクニカルなことで自然とアイデアが湧いてくる。

●弓場委員

長野県は家庭募金の割合が全国1位である。それだけ地域のネットワークが強いことがうかがえる。このようなネットワークにこのファンドが乗るようなことも考えられるかもしれない。

一方、ふるさと納税は使途を指定することができ、教育分野などでも実績があることから、しっかりと自らの取組を説明することで資金を集めることは可能になる。

また、お世話になった先に寄付したいという思いを利益相反にならないようにということで、別の機関を通して、例えば加点という方式で分配することに少し違和感がある。

自己評価については、既に企業や大学法人等では自らの経営に対する自己評価「ガバナンス・コード」を用いている。これは経営の仕組み全体に対するものだが、今回のような寄付に対する自己評価にも応用して、できたことに対しては加点されるが、できなかったことについてもその理由を公表するなどの仕組みも考えられる。

寄付の分配について、「公平性」を重視するあまり「効果的」な分配が行われないことが懸念される。「公平性」と「効果的」をいかに担保していくかを今後議論していきたい。

●三井委員

例えば後見人が選任されたあとの本人や家族等の変化にも柔軟に対応できるような制度とすべきではないか。

一方で、何が本人の意思に即しているのか、適切な結論と言えるのか、非常に難しいところである。分配に関しては、本人の意思を尊重する仕組みと客観的なルールをどのようにバランスよく配置できるかを考えていかなければならない。どちらかに寄り過ぎても現実の運用場面でいろいろなトラブルが生じかねない。

他方で、知的や精神障がいをお持ちの方の高齢化が進んでおり、今はできている就労も近い将来できなくなる。どう支えていけるか。そうした方々の意思の尊重も含め

て、このファンドづくりをきっかけにしてその形ができてくることを期待したい。

●鎌田委員

本専門委員会の機能には調査研究も含まれている。成年後見制度であれば被後見人への意向調査が必要ではないか。被後見人については初めから自らの意思を表明できないものとして話が進められてしまうが、本人の意思を確かめるというアプローチができないかと考える。この場に知見のある方を招いて話を聞くことも必要だと思う。

一方で、寄付には動機づけが必要なのだが、はたして「権利」という言葉がどこまで一般化しているか、気持ちに内在化しているかを考えなければならない。「権利」を否定する人はいないが、その使われ方は様々である。寄付する側に納得してもらえるために、「権利」という言葉をもう少しまく置き換えられないか。優しい言葉に言い換えられたらすごいなと思う。

●山本委員長

厚生労働省では、成年後見後見制度の利用促進にあたり、本人のメリットなどに関するアンケート調査などは実施されたことはあるか。

●川端専門官

厚生労働省では、被後見人の把握ができないためそのような調査の実施経過はないが、例えば法人後見業務を行っている社協などが自己評価のために被後見人にアンケートなどを行ったなどの報告はある。

●山本委員長

基金の「あり方」「伝え方」は重要である。「あり方」については、しっかりしたルールをもった中身とし、それを伝えること。そこに熱意をもってどのように、またどこに周知するのが重要になる。

自己評価については今後この委員会のなかで検討していくこととするが、ぜひ委員の皆さんからの情報提供をお願いしたい。

そもそも本人の意思の尊重が大前提である。各委員の意見を踏まえ、本委員会では、本人の意思を大切にしたい仕組みにしたいと考える。

さらに「公平性」と「効果的」が相反するかもしれないが、サービスが入らない、入っていないところを補うような事業に取り組む団体が出てくることを期待したい。そのような団体に適切に分配できれば、利用者の生活状況が改善されることにつながるのではないかと思う。よって、そのような団体を把握すること、または寄付を受ける団体を募っていくこともあっていいのではないか。

権利擁護という言葉が浮いていて中身が落ちていない。「権利」は大前提にあるとして、そのことをわかりやすく伝えるために、私たちはこういうことをしたい、これを守りたいということを伝えることで共感につながるのではないか。

<次回以降の開催のあり方等について>

●中島（事務局）

本日は、この事業の理解、そして本県においてこのようなファンドをつくっていきたいという思いを共有するためのキックオフ委員会となった。

このあとの専門委員会では、寄付受入と分配について分けることなく、一つずつ一連の流れで議論いただくことを提案したい。その分、開催頻度を隔月くらいとし、議論いただくテーマを事前に設定したうえで、それについて各専門の立場から知見や情報をお寄せいただき、一つひとつ丁寧に議論していくこととしたい。

寄付者については一般の方か利用契約者か、寄付のタイミングはそれぞれ生前か死後なのか、そんな区分ができるなかで、例えば法的な整理やファンドレイジングの手法などについて、それぞれの立場からアドバイスをいただきながら委員皆で議論を進めていきたいと考える。

また、利用契約者等本人の財産を本人の意思のもとで守っていくため、例えば遺言の作成支援なども行っていく必要があるのではないか。いずれにしても本人の意思をどのように確かめていくのか、法的には遺言という形に残すことが一般的だが、その他の方法があるのかなども整理していきたい。

次回は9月の開催を予定したいが、日程は追って調整させていただきたい。